

令和4年10月12日

全学公認課外活動団体代表 各位

学務部学生支援課長

「学生の正課外活動」の本学指針変更について（通知）

令和4年10月12日付け理事（教育担当）・副学長からの通知【第45報】のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた本学の活動指針「学生の正課外活動」を、10月11日よりレベル1【感染防止対策を徹底の上、実施可とするが、状況に応じて一部を不許可】としました。

全学公認課外活動団体においては、引き続き課外活動実施において「感染予防対策を徹底する」ことを、団体内構成員に周知・徹底ください。

あわせて、少しでも体調が悪いと感じた場合は、各人が勇気をもって休むこと、体調不良者が出た場合は、速やかに全体で感染予防の体制が構築できるよう、行事の有無にかかわらず、日頃から団体内構成員で話し合っておいてください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、活動の一部を制限することがあります。詳細については、別添 Q&A を確認・厳守してください。

【レベル1】

△感染防止対策を徹底の上、実施可とするが、状況に応じて一部を不許可

△本学主催・共催のイベント等は、試合・演奏会等への参加、試合・演奏会等を伴わない合宿は、状況に応じて一部を不許可

以上

(本件担当) 学務部学生支援課学生相談係 大板、川嶋  
電 話 076-264-5168、5166  
E-mail soudan@adm.kanazawa-u.ac.jp